

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
は、午後七時)まで
テニス場の大会運営
室及び研修室
午前九時から午後十時
まで

◇規則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)
鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (工業振興課)

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則 (都市計画課)
鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)

目 次

- ◇鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。

一 広域連合の長に委任された事務に係る手数料については、証紙の消印等の手続を当該広域連合の長が行うこととした。(第七条の二関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。

規則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

多目的広場	施設	利用時間
午前九時から午後五時 (四月一日から九月三十日までの間について)		

一次のとおり県立布勢総合運動公園の有料公園施設の利用時間を定めることとした。(第一条の二関係)

◇鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

公布された規則のあらまし

鳥取県税条例施行規則 (昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号) の一部を次のように改正する。

第三十五条を次のように改める。

(個人の県民税の賦課徴収等に関する報告)

第三十五条 条例第三十七条第一項の規定による市町村長の報告は、第五十号様式による報告書でしなければならない。

2 条例第三十七条第二項及び第三項の規定による市町村長の報告は、第五十一号様式による報告書でしなければならない。

3 条例第三十七条第五項の規定による市町村長の報告は、第五十二号様式による報告書でしなければならない。

4 条例第三十八条の規定による市町村長の報告は、第五十三号様式による報告書でしなければならない。

様式目次中「第五十一号様式その一及びその二」を「第五十一号様式」に改める。

第五十一号様式を次のように改める。

年度

月分個人県民税賦課徴収状況報告書

鳥取県 郡県税事務所長

様

市町村長

年 月 日提出

印

平成10年3月24日 火曜日

区 分	調 定			額			県民税と市 町村税の 収入額(括込額)	不 納 欠 損 額	県 民 稅 分			
	県 民 稅 分	市 町 村 民 稅 分	等	本 月 分	本 月 未 累 計	本 月 分			本 月 分	本 月 未 累 計	本 月 分	本 月 未 累 計
現 勤 等 制 及 び 所 得 制	人員 稅 額	人員 稅 額	人員 稅 額	本 月 分	本 月 未 累 計	本 月 分	民税の合計の 本 月 未 累 計	民税の合計の 本 月 未 累 計	本 月 分	本 月 未 累 計	本 月 分	本 月 未 累 計
本 分	計											
過 勤 等 制 及 び 所 得 制												
年 分離課税に係る所得制												
度 分	計											
現 年 課 税 分 計												
税 諸 納 繰 越 分												
本 分 税 計												
現 年 過 少申告加算金												
加 稽 税 不 申 告 加 算 金												
稅 分 重 加 算 金												
算 税 過 少申告加算金												
減 税 不 申 告 加 算 金												
金 分 重 加 算 金												
計												
延 現 年 課 税 分												
外 溢 帯 納 繰 越 分												
金 計												
合 計												
区 分	前 月 末 累 計	本 月 分	本 月 未 累 計	備	考							
還 付 諸 納 金												
還 付 加 算 金												
等 納 期 前 納 付 稽 稟 金												

備考 1 「人員」欄は、課税人員を記載すること。

2 「調定額等」欄中「本月分」の人は、某人間に異動を生じた場合にのみ記載すること。某人間に異動を生じた場合にのみ記載すること。

3 確定あん分率について、払込金額が円単位まで算出できるまでの数値とする。

4 本税の課税年度により区分して記載すること。

5 この報告書は、翌月10日までに提出すること。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六号

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年八月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県産業技術センター手数料徴収条例施行規則

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規則は、鳥取県産業技術センター手数料徴収条例（昭和三十年三月鳥取県

条例第九号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条の見出しを「（分析等の依頼）」に改め、同条中「試験場に、各種の調整加工及

び鑑定（以下「試験」という。）を「鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい

う。）に分析、試験又は測定（以下「分析等」という。）に、「試験依頼書（様式第一号）」を「分析等依頼書（様式第一号）」に、「試験場長」を「知事」に改める。

第三条の見出しを「（職員の派遣の依頼）」に改め、同条中「試験の」を「分析等の」に、

「係員」を「職員」に、「職員派遣申請書（様式第三号）」を「職員派遣依頼書（様式第一

号）」に、「試験依頼書」を「分析等依頼書」に、「試験場長」を「知事」に改める。

第四条第三号中「品名及び試験依頼者の住所」を「品名並びに分析等を依頼した者（以下「依頼者」という。）の住所及び」に改め、同条に次の二項を加える。

2 供試物件は、特別の理由があると認められるときは、依頼者に返還しない。

3 知事は、分析等のために必要があると認めたときは、依頼者に供試物件の追加を求めることができる。

第五条及び第六条を削り、第七条の見出しを「（分析等の結果）」に改め、同条中「試験を終つた」を「知事は、分析等を終えた」に、「試験成績書（様式第四号）」を「分析等成績書（様式第三号）」に、「依頼者の必要に応じて」を「依頼者に」に改め、同条を第五条とする。

第八条の見出しを「（加工等の依頼）」に改め、同条中「試験場に、各種の調整加工」を「センターに加工、写真、デザイン又は研究（以下「加工等」という。）」に、「調整（加工）願（様式第五号）」を加工にあつては、「」を「加工等依頼書（様式第四号）」に必要に応じて」に、「試験場長」を「知事」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（分析等の拒否）

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、分析等又は加工等を拒否することができる。

一 依頼者が第四条第二項の規定による供試物件の追加の請求に応じないとき。

二 その他知事が必要があると認めるとき。

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

分析等依頼書

職氏名様

年月日

依頼者
住所
氏名(法人にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり分析等を依頼します。

記

依頼の種類	分析・試験・測定
供試物件名	
数量	
分析等の目的	
分析等手数料	
成績書の要・不要	要・不要
その他	

様式第2号(第3条関係)

職員派遣依頼書

職氏名様

年月日

依頼者
住所
氏名(法人にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

年月日 付けで依頼した分析等は、下記の理由により実地において行う
必要がりますので、下記の場所へ職員を派遣してください。

記

分析等を行いう場所	市(郡) 町(村)
分析等を実地で行わなければならぬ理由	

様式第3号(第5条関係)

(番号)

分析等成績書

年月日 付けで依頼のあつた分析等の結果は、下記のとおりです。

年月日

職 氏 名 (分析等担当者 氏名 印)

記

鳥取県公報

平成10年3月24日 火曜日

様式第4号(第6条関係)

加工等依頼書

依頼者 住所
氏名

(法人にあつては、名称及び
代表者の氏名
印)

電話番号

下記のとおり加工等を依頼します。

記

依頼者住所及び氏名(名称)
供試物件名
数量
分析等の方法
分析等の結果

依頼の種類	加工・写真・デザイン・研究
加工等の内容	<input type="text"/>
数量	<input type="text"/>
加工等の目的	<input type="text"/>
加工等の原料(名称及び数量)	<input type="text"/>
希望用件	<input type="text"/>
加工等手数料	<input type="text"/>

様式第五号を削る。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

鳥取県都市公園規則（昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二補助競技場

テニスコート（夜間

照明施設のあるもの

を除く。）

第二補助競技場

テニス場（夜間照明

施設のないテニスコートに限る。）

多目的広場

に、

テニスコート（夜間
照明施設のあるもの
に限る。）
鳥取県民体育館

テニス場（夜間照明
施設のないテニスコートを除く。）
鳥取県民体育館

に改める。

第三条の二第一項中「若しくは第二補助競技場」を「第一補助競技場若しくは多目的広場」に改める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。
(広域連合の長に委任した事務に係る証紙の消印等)

第七条の二 広域連合の長に対する事務の委任に関する規則（平成十年三月鳥取県規則第一号）の規定に基づき広域連合の長に委任した事務に係る前三条の規定の適用については、当該委任を受けた広域連合の長を廩長とみなす。

別表第一第一号⁽³⁵⁾中「鳥取県工業試験場手数料条例」を「鳥取県産業技術センター手数料徴収条例」に改め、同号⁽³⁶⁾を次のように改める。

別表第一第一号⁽³⁹⁾を次のように改める。

(39) 削除

この規則は、平成十年四月一日から施行する。